

【I. 本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）】 ※住民税申告書を提出する場合

	申告者本人の 番号確認書類	申告者本人の身元確認書類	
		1点でよいもの	2点必要なもの
対面・郵送 (※1)	<p>《以下のいずれか》 個人番号カード、通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって個人番号が記載されたもの</p>	<p>①《以下のいずれか》 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明書（※2）、戦傷病者手帳、市から本人に送付した申告書（氏名および生年月日または住所がプレ印字された申告書で、当該申告書を申告に用いる場合または手書き申告書に未記入で添付する場合）</p> <p>《租税に関する事務において、①および②が困難であると認められる場合に限り以下のいずれか》 公的医療保険の被保険者証（※3）、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>	<p>②《①が困難であると認められる場合は、以下のいずれかの書類を2つ以上》 公的医療保険の被保険者証（※3）、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、顔写真の付かない学生証、顔写真の付かない身分証明書、顔写真の付かない社員証、顔写真の付かない資格証明書（生活保護受給者証、恩給等の証書など）、本人交付用税務書類（※4）</p> <p>【以下の書類は、領収または発行・発給の日から6ヶ月以内のもの】 地方税等の領収書等（地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書）、写真なし公的書類（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳）</p>
<p>※1 本人が対面で申告書を提出される場合は、上記書類の原本をお持ちください。また、郵送の場合は、書類またはその写しの提出が必要です（連絡所に提出する場合や、記入済みの申告書をご家族などが提出するだけの場合も郵送と同じ取扱いとなります）。</p> <p>※2 顔写真付き資格証明書とは、船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）などです。</p> <p>※3 公的医療保険の被保険者証とは、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証です。</p> <p>※4 本人交付用税務書類とは、納税義務者に交付する特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、特定口座年間取引報告書です。</p> <p>※5 いずれの書類も、氏名および生年月日または住所の記載があり、提示時に有効なものに限ります。</p>			